

市民の会が開く

第8回シンポジウム

医療の良心を守る市民の会

<http://ryousin.web.fc2.com/>

ほんとうのことを知るのが、なぜ難しい?

テーマ:

「医療事故調査・裁判と医療報道」
（「割り箸事故・医療裁判判決報道」のBPO
勧告などによる医療報道への懸念）

○シンポジスト（敬称略）

- 川田 綾子（医療事故被害者遺族）
- 木下 正一郎（医療問題弁護団 弁護士）
- 隈本 邦彦（江戸川大学 教授）
- 谷野 隆三郎（元東海大学病院長）
- 前村 聡（日本経済新聞 記者）
- 油井 香代子（医療ジャーナリスト）

○コーディネーター

- 大熊 由紀子
（国際医療福祉大学大学院 教授）

患者と医療者が 手をつなぐためにすべきこと

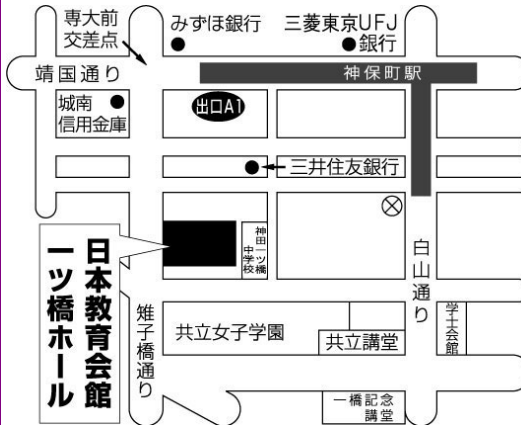
日時：平成22年1月30日（土）13:30~17:00

会場：日本教育会館（8F 第2会議室）TEL:03-3230-2831

- ・地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線神保町駅（A1 出口）下車徒歩3分
- ・地下鉄都営三田線神保町駅（A8 出口）下車徒歩5分
- ・東京メトロ東西線竹橋駅（北の丸公園側出口）下車徒歩5分

参加費：無料（カンパをお願いします）

定員：160名（事前登録優先）



主催:

医療の良心を守る市民の会

（問い合わせ先&事前登録先）

E-mail: liaison_office@yahoogroups.jp

Fax: 047 (380) 9806

〒279-0012 浦安市入船3-59-101 永井方

共催:

患者の視点で医療安全を考える連絡協議会

後援:

特定非営利活動法人 患者のための医療ネット

愛する人が
なぜ死んだのか、
わからないの？

医療裁判には、
限界があるの？

患者に
本当のことが
言えなくなってしまうの？

このままでは
患者と医療者が
歩み寄れない？

患者のためを思って行動した良心的な医療従事者を私たちは守り、物心両面で支えます

緊急シンポジウム:テーマ:「医療事故調査・裁判と医療報道」

(「割り箸事故・医療裁判判決報道」のBPO 勧告などによる医療報道への懸念)

<開催趣旨>

去る10月30日、放送倫理・番組向上機構(BPO)は「割り箸事故・医療裁判判決報道」事案で「重大な放送倫理違反がある」と、放送したTBSに勧告を出しました。

この勧告は裁判の被告となっていた当該医師側からの訴えによるものです。この勧告は、私たち医療被害者や患者にとっては、とても許容できる内容ではなく、さらに今後、医療における患者・被害者遺族の人権侵害を助長する恐れがある内容となっていることを深く憂慮しています。

今回のように、当該医師側からの特定個人を対象とする苦情が、訴えられた本人が弁明する機会も与えられないまま、容認されてしまうと、医療事故・過誤報道は大変な事態なってくると予想されます。コメンテーター、ジャーナリスト、医療者、市民などが医療事故・過誤事件に対する、自由なコメントができなくなるのではないのでしょうか。

マスコミ報道に携わる記者やジャーナリストたちは関連するさまざまな分野の専門家の取材に基づいてコメントしています。それが、裁判の判決内容とは異なる場合は不適切ということは、どうも理解できるものではなく、多様な言論活動ができなくなります。たとえば、判決が出ないとコメントできない、あるいは、判決と異なる見解が述べにくいということになると思われます。判決を批判することもおかしいということになりかねません。判決はあくまでも、判決であり、その判決が常に正しいということではありません。その証拠に下級裁判所の判決が上級裁判所で覆されることは日常茶飯事です。たとえ不当な判決であっても、報道機関がそれに目をつむり、社会に向けて発信しないということでは、報道の権利と責任を自ら放棄することになります。

そもそも、医療過誤訴訟は、明確に因果関係が導き出されないことが多いため、医療者の過失が強く疑われても、過失が認定されにくい特徴があります。そのため、真相を知りたい一心で提訴した患者・被害者遺族側の願いがかなえられることは少ないのです(一般の民事訴訟が7~8割程度の勝訴率に対して、医療訴訟は3割程度です。これは裁判所がなかなか因果関係を認定しようとしないうこととの反映と言えます)。しかし、そんな中でも、マスコミ報道により、患者・被害者遺族側の思いが伝えられることも多くありました。

ところが、今回のような勧告が出されることによって、ほとんどの医療過誤訴訟の報道あるいは関連番組において、医療者側に偏ったコメントしかできなくなる恐れがあります。

このところ、医療者の側から「医療崩壊」がしきりに言われ、医療事故・過誤の患者・被害者遺族を「裁判に訴えるクレーマー」などと言う一部医療者の主張が喧伝されている風潮があります。マスコミ報道でも医療者側批判の論調は影を潜めているように思われます。

今回のBPO勧告によってこの傾向にますます拍車がかかり、医療弱者である患者・被害者遺族側の声がマスコミの場にますます出にくくなり、多くの医療事故・過誤が、かつてのように報道されることがないまま埋もれていく可能性もあります。

私たちは医療安全を高めるためにも患者・被害者遺族側の声が医療機関・医療者に率直に届くことが最も大切なことだと思っています。そのためにはメディア従事者、関係者が委縮しないようにすることが大切なことだと確信致します。

以上の考えから、緊急シンポジウム「医療事故調査・裁判と医療報道」を開催することに致しました。すべてのメディア従事者、関係者のみなさんが医療事故・過誤報道や評論活動に公正に取り組んでゆかれるように激励し、併せて、私たちが推進しています「医療版事故調査委員会の早期設立」の活動に対して、マスコミ報道の立場からのご支援・ご協力を得たいと願っています。

医療の良心を守る市民の会 代表 永井 裕之